第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

| ※ 介護保険 | ※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成 | | | | | | | | |
|--------|---|--|--------------------------|--|---|------|---|--|--|
| | | 第8期 | 介護保険事業計画に記載の内容 | 令和5年度(年度末実績) | | | | | |
| 保険者名 | 区分 | 現状と課題 | 第8期における具体的な取組 | 目標 (事業内容、指標等) | 実施内容 | 自己評価 | 課題と対応策 | | |
| 津幡町 | ①自立支援·介護予防·重度化防止 | 介護予防メイが担い手となるいきいきサロンが増え、一般介護予防事業として実施している「元気わくわく教室」に介護予防メイトが講師役を担うことになった。また、町内に新たに誕生した屋内温、水ブールにて「ひざ・腰楽ら、教室」を新設したことで、身近な地域で介護予防に取り組める機会が増えた。そのため、介護予防チャレンジ事業を成者数も増えた。高齢者数が増えており、潜在的な閉じこもり高齢者(特に男性)も増えている。 | 高齢者の自立支援と介護予防活動の推進 | | 介護予防手帳交付 192人 介護予防チャレンジ事業達成 64人(延べ166人) 介護支援ポランティアポイント 手帳交付 273人 ポイント転換者 231人 | 0 | 介護予防手帳や介護予防チャレンジ事業については、いきいきサロンや元気わくわく教室に出向いた時などに、積極的に普及啓発を行い、高齢者の主体的な介護予防活動の推進および社会参加の促進を継続して図っていく。また、地域での高齢者の主体的な介護予防活動の推進にむけ、今後も介護予防メイトの活動支援を実施していく。 | | |
| 津幡町 | ①自立支援・介護予防・重度化防止 | 医療費レセプト分析から国民健康保 陰、後期高齢者医療保険のいずれの加 入者においても糖尿病、慢性腎臓病(透 折有)の医療費割合が、県平均よりも高 い。また、後期高齢者は脳梗塞の医療 費の割合も県平均より高く、糖尿病、高 血圧等の生活習慣病の重症化予防が 必要である。 | 保健事業と介護予防の一体的実施 | KDBシステムを活用したデータ分析、地域の健康 課題把握と、フレイル予防、生活習慣病予防の実施 を行う。 | 福祉課と健康推進課が協力し、(1)後期高齢者に対する個別支援と、(2)通いの場を活用した健康教育・健康相談を実施。 (1) ①糖尿病性腎症の重症化予防対象者:18人 訪問実施者:5人②その他重症化予防対象者:20人 訪問実施者数:18人③健康状態不明者等への支援対象者:56人 訪問実施者:40人支援につないだ者:2人 (2)いきいきサロンでの健康教室実施新規サロン3地区3サロンで延べ9回実施。継続サロン6地区11サロンで延べ22回実施。 | 0 | (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9 | | |
| 津幡町 | ①自立支援・介護予 防・重度化防止 | 高齢者自らがこれからのくらしを選択 し、目標に向かって自分らしく取り組める よう、ケアマネジメントおよびケアの質の 向上が必要である。 | 介護予防ケアマネジメントおよびサービスの質の確保 | 一人ひとりの状態や生活実態に合わせた自立支援プラン作成につながるよう、介護支援専門員を中心とした多職種でのケア会議を実施し、多角的アセスメント能力の向上を図る。 | ・地域包括支援センター地区担当職員が、必要に応 じ、地域包括支援センターの多職種や、介護支援専門 員と介護予防個別ケア会議を開催した。 ・月1回「みんなで作る地域ケア会議」を開催し、事例 を通じ多職種の参加により、各自がどのような視点や 役割を持つているのか認識しあい、地域及び専門職が 一緒に支援する包括的支援体制を整備した。 (年間9回開催、参加者:主任介護支援専門員、リハビ リ歌、管理栄養士、薬剤師、第1層生活支援サーディ ホーターをはじめ実際ケースに関わる事業所職員に 参加を依頼した。) | 0 | ・多職種によるアセスメントを行うことで質の高いケアマネジメントになるよう今後も継続的に行っていく必要がある。 ・町内の居宅介護支援事業所に所属する主任介護支援専門員がファシリテーターを担っているが、今後も継続的に開催することで、各自の力量アップが図れ、事業所内でのスーパー・バイザーとしての役割も持てるようになり、町内事業所全体の人材育成及び専門職の質の向上につながると思われる。また、高齢者が暮らしやすい地域づくりの展開の足掛かりとして、町社会福祉協議会へ委託している生活支援コーディネーターの役割も重要と考え、ケア会議等を通じ、課題の共有を今後も図っていく。 | | |

※行は適宜追加ください。

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚牛労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

| | 大手术(又版/町四07 | | 明介護保険事業計画に記載の内容 | 令和5年度(年度末実績) | | | |
|------|-------------|---|------------------|---|--|----------|--|
| 保険者名 | 区分 | 現状と課題 | 第8期における具体的な取組 | 目標 (事業内容、指標等) | 実施内容 | 自己 評価 | 課題と対応策 |
| 津幡町 | ②給付適正化 | 調査員によって、解釈や判断が異なるため、調査票の内容に差異が生じる。 | 要介護認定の適正化・平準化 | ・認定調査票全件の内容を確認し、適宜修正・調査 員への指導をすることにより、要介護認定の適正 化・平準化を図る。 ・国や県が実施する介護認定審査会委員及び認定 調査員研修に参加することにより、担当職員や調査 員のスキルアップを図る。 | ·認定調查票点検 R5年度点検率 100%(全963件) ·研修参加状况 新規認定調查員等研修 2名 認定調查員現任研修(職員5名·町内介護支援専門 員18名) 介護認定審查会委員研修(職員2名·審查会委員7 名) | © | ・認定調査票及び主治医意見書全件について、担当職員による整合性等の点検を行い、記載内容に疑義があった場合には調査員又は主治医へ確認し訂正を行った。公平・公正な要介護認定が求められるため、引き続き職員による成株を継続する必要がある。・今後も国や県が主催する研修に職員、町内介護支援専門員、審査会委員が積極的に参加、認定調査に対する理解を深めるとともに適正化を目指す。審査会委員の中には、長期未受講者も見受けられるため、受講の必要性を周知するとともに、委員へのフォローバックを図る。 |
| 津幡町 | ②給付適正化 | 住宅改修対象外となり得るものや、過度 な工事内容となるものを防ぐため、事前 の訪問及び書類審査を実施している。 | 住宅改修の点検 | ・訪問調査により、利用者の身体状況や日常生活の動線を確認し、不適切・不必要な改修の未然防止に努める。 ・書類審査により、住宅改修の必要性を確認するとともに、資材や施工の費用について確認し、過度な給付の未然防止に努める。 | ・住宅改修訪問調査及び書類調査 R5年度実施率 100%(全62件) | © | ・理由書等のみでは本人の実態像や必要性が十分に確認できないため、現地で本人及び家屋の状況を確認している。工事内容等について、本人家族、業者、介護支援専門員と共通の認識を持ちながら話を進めることができるため、不適切・不必要な改修を防止することができている。本人家族や施工業者の住宅改修に関する認知度によっては、希望する工事内容が対象かであることも見受けられるため、今後も実施していく必要がある。 ・施行内容が事前申請時から変更となった場合は、事後確認として再度訪問し、本人の使用状況を確認したのち給付を行っている。R5年度は0件であったが、今後も注視していく必要がある。 |
| 津幡町 | ②給付適正化 | 介護保険制度に関する事業所の認識の 齟齬を把握・解消し、サービスの質の確 保や不正防止及び給付適正化を行う | 指定事業所に対する運営指導の実施 | ・運営指導により、指定基準や介護給付費に係る体制等を確認することでサービスの質を確保し、不正防止や給付適正化に資する。 ・事業所の実態を把握し、制度の認識に対する齟齬を把握・解消することで適切なサービス提供を確保する。 | ・運営指導の実施 地域密着型サービス 3事業所 居宅介護支援 3事業所 | 0 | ・介護保険係、地域包括職員と運営指導を行い、同時進行で指定基準・ケアブランの確認を行った。その結果、実施時間の短縮や実施件数の増加に繋がり、効率的・計画的な運営指導となった。R3改正の猶予期間最終年度であったこともあり、運営指導を通じて事業所と連携しながら改正部分への対応や整備をすることができた。今後も継続して運営指導を実施していく。R6改正に伴い、新制度の周知や智意事項を所管サービス事業所と共有する機会として、集団指導の実施も視野に入れて検討していく必要がある。 |
| 津幡町 | ②給付適正化 | 過不足なく利用者のニーズに沿った サービス提供確保のため、ケアプランの 是正を図る | ケアプラン点検の実施 | ・地域ケア会議を通し、多職種による様々な視点からケアプランを確認することで、ケアブランの質の向上及び適切なサービス提供の確保を維持する。 | ・地域ケア会議によるケアプラン点検の実施 R5実施回数 全113件 | 0 | ・地域ケア会議だけでなく、国保連合会の「適正化システム」を活用し、訪問回数の多いケアブランや限度額超過又は限度額に近いケアブランなど、対象となるケアブランの抽出方法を増やし、より多くの点検を字行う。 ・点検を実施する職員の知識やノウハウにバラつきがあるため、研修会等に参加するなど、職員の資質向上に努める。 |

※行は適宜追加ください。